

■ 大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正の考え方（案）について

○背景・趣旨

障がい者や高齢者をはじめ、すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を發揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、大阪府では平成5年に「大阪府福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）」を全国に先駆けて制定し、その後、時代の変化や府民の要請に的確に応えるべく改正を行ってきた。

現在の条例の規定は、平成21年の条例の位置づけを「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」によるものとするなど、所要の改正を行ってきたものの、対象施設・基準については、平成15年に大きく見直してから、すでに10年が経過しており、社会情勢の変化から生じる課題に対応するため、条例を改正する。

○改正案の検討にあたり

本改正案をとりまとめるため、「大阪府福祉のまちづくり審議会」及びその下部組織である「大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会」において検討を重ねてきた。（検討の具体的な内容は、別添「参考資料1：大阪府福祉のまちづくり条例の改正の考え方（案）の概要」を参照）

条例の規定が現時点において適切であるかの点検を行い、それを受けて明らかとなった条例及びそれに関連する施策の課題のうち、早急に対応が必要なものは今年度（第1次改正）、また、引き続きさらに議論が必要なものは来年度（第2次改正）に府議会へ改正案を提案する予定。

○改正する内容（第1次改正）

ア 共同住宅の基準適合義務対象規模の見直し

現行：2,000㎡以上又は50戸以上

改正案：2,000㎡以上又は20戸以上（ただし、2,000㎡未満かつ20戸～49戸の共同住宅については、道等から地上階にある住戸までの経路のみ基準を適用。）

内容：高齢化社会への対応や障がい者の地域移行の観点から、基準適合義務対象規模の引き下げを行う。

新たに対象とする規模（2,000㎡未満かつ20戸～49戸）については、地上階にある住戸の出入口までのバリアフリー化のみ求める。（地上階に住戸がなく、エレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口まで）

イ 自動車修理工場の基準適合義務対象規模の見直し

現行：200㎡以上

改正案：200㎡以上（不特定かつ多数の者が利用する部分に限る）

内容：一般客が立ち入るエリアのみを規模算定の対象とする。

ウ 公衆便所の乳幼児向け設備の適用規模の見直し

現行 : 便所における乳幼児向け設備の設置対象規模 **1,000 m²**以上

改正案 : 便所における乳幼児向け設備の設置対象規模 **1,000 m²**以上 (公衆便所においては **50 m²**)

内容 : さらなる乳幼児連れの方への配慮(子育て支援)の観点から、公衆便所における適用規模を **1,000 m²**以上から **50 m²**以上へ引き下げる。

エ 共同住宅及び寄宿舎における介護ベッド等の設置規模の見直し

現行 : **10,000 m²**以上の場合には共用便所に対し、介護ベッド等を設置

改正案 : **10,000 m²**以上の場合 (1室の面積が **200 m²**以上の集会室を設けるものに限る。) には共用便所に対し、介護ベッド等を設置

内容 : 共同住宅又は寄宿舎における共用便所に対する規定 (**10,000 m²**以上に適用する規定に限る。例:介護ベッド)は一室の床面積が **200 m²**以上の集会室を設ける場合に限り適用する。

参考 今後引き続き検討する事項

以下の第2次改正予定項目及び条例に関連する取り組みは、今後引き続き検討する。

- ・施設のバリアフリー情報の公表への取り組み
- ・事前協議対象用途の包括的な見直し
- ・利用者の視点を考慮した配慮事項をまとめたガイドライン作成、当事者の参画の仕組みづくり
- ・障害者差別解消法と条例の関係